

○総務省令第六十三号

成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第二十一号）及び公職選挙法施行令及び日本国憲法の改正手続に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第五百十九号）の施行に伴い、日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年五月三十一日

総務大臣 新藤 義孝

日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則の一部を改正する省令

日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則（平成二十二年総務省令第六十一号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式を次のように改める。

別記第二号様式備考1中「に表示若しくは訂正等をしたとき、」を「の記載の訂正等をしたとき又は」に改め、「又は令第8条の規定により表示の消除をしたとき」を挿入。

別記第三号様式備考1中「に表示（令第8条の規定により表示の消除をしたときを除く。）若しくは」を「の記載の」に改める。

別記第六号様式を次のように改める。

別記第七号様式備考2中「に表示若しくは訂正等をした場合、」や「の記載の訂正等をした場合又は」に
改め、「又は令第28条の規定により表示の消除をした場合」や同。。

別記第八号様式備考2中「に表示（令第28条の規定により表示の消除をしたときを除く。）若しくは」や
「の記載の」に改める。

附 則

この省令は、成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百五十九号）の施行の日（平成二十五年六月三十日）から施行する。